

新駐車区画をご利用の皆様へ

1. 新しい定期券は、最初1回のみ「入場」、「出場」のいずれからでも使用できますが、次からは「入場・入場」、「出場・出場」の使用はできません。従って、常に「入場・出場・入場・出場」の使い方になります。
2. 定期券は、契約車両に限り使用して下さい。
3. 契約車両は、常に所定の駐車区画に駐車して下さい。
(長時間、来客駐車区画等へ仮駐車しないで下さい。)
4. 契約車両には、必ず所定のステッカー（駐車許可証）を外部からよく見える位置に掲示して下さい。（付記参照）
*契約車両と外部不審車両を見分けるため。防犯パトロール時に発見が早い。

以上について、契約者の方には、今年度も引き続き実施して下さい。

（付 記）

ステッカー（駐車許可証）の貼付及び掲示について

ステッカー（駐車許可証）の貼付については、駐車場使用規則第9条（許可証の交付及び貼付義務）、第14条（契約の解除）により、その貼付が義務付けられています。

契約車両の後部窓の右隅に貼付又はダッシュボード等車外より住戸番号・駐車区画番号が確認できるように掲示すること。